

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

平成30年12月14日

開 議	午前 9 時 30 分
日程第 1	諸般の報告
日程第 2	議案第 62 号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正)
日程第 3	議案第 63 号 専決処分の承認を求めることについて (平成30年度岩出市一般会計補正予算第 3 号)
日程第 4	議案第 64 号 専決処分の承認を求めることについて (平成30年度岩出市一般会計補正予算第 4 号)
日程第 5	議案第 65 号 岩出市公民館設置及び条例の一部改正について
日程第 6	議案第 66 号 岩出市民プール設置及び条例の一部改正について
日程第 7	議案第 67 号 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について
日程第 8	議案第 68 号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 9	議案第 69 号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 10	議案第 70 号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 11	議案第 71 号 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 12	議案第 72 号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 13	議案第 73 号 市道路線の認定について
日程第 14	選挙第 1 号 岩出市選挙管理委員の選挙
日程第 15	選挙第 2 号 岩出市選挙管理委員補充員の選挙
日程第 16	議員派遣について
日程第 17	委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第62号から議案第73号までの議案12件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、岩出市選挙管理委員及び岩出市選挙管理委員補充員の選挙につきましては、単記無記名による投票、それと議員派遣と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○吉本議長 日程第1 諸般の報告を行います。

岩出市選挙管理委員会から選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙について、配付のとおり依頼がありましたので、選挙を行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて

(岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正) ~

日程第13 議案第73号 市道路線の認定について

○吉本議長 日程第2 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正)の件から日程第13 議案第73号市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案12件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第63号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度岩出市一般会計補正予算第3号)所管部分の外議案5件です。

当委員会は、12月10日月曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施しました。

また、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対

して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第3号）所管部分、議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第4号）所管部分、議案第67号 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について、議案第68号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第72号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第73号 市道路線の認定について、以上6議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第63号及び議案第64号の所管部分は承認、議案第67号、議案第68号の所管部分及び議案第72号は可決、議案第73号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第3号）所管部分については、台風関連についてどのような認識を持っているか。また、職員の体制や超過勤務で何か問題点は。避難所で災害情報が入ってこないことについて、今後の対応は。農地災害の具体的な内容は。について。

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第4号）所管部分については、質疑はありませんでした。

議案第67号 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正については、名称はいつまで使用するのか。また、変更することは可能か。解体工事のスケジュールは。また、跡地の利用はどうするのか。について。

議案第68号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分については、農業振興費の対象件数は。また、申請してから交付までどれぐらいの期日がかかるのか。補助金の対象はどのようなもので、ビニールハウスは該当するのか。また、この制度で被害額に対してどれだけ補填されるのか。について。

議案第72号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんでした。

議案第73号 市道路線の認定については、水栖45号線南側の既存道路は市道認定しているのか。また、接続部分はどのようになっているのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

続きまして、厚生文教常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いします。

○三栖議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）の外議案8件です。

当委員会は、12月11日火曜日、午前9時30分から開催し、審査を実施しました。

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）、議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第3号）所管部分、議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第4号）所管部分、議案第65号 岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正について、議案第68号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第69号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第70号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第71号 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上8議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第62号、議案第63号及び議案第64号の所管部分は承認、議案第65号、議案第68号の所管部分、議案第69号、議案第70号及び議案第71号は可決しました。

議案第66号 岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）では、給食配膳補助員は現在何名いるのか。また、小学校には何名いるのか。について。

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第3号）所管部分、議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第4号）所管部分及び議案第65号 岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第66号 岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正については、トレーニングルーム月額使用料について、条例化していないのはどうしてか。また、条例に載せていないのであれば返金すべきではないのか。使用料の額についてどのようにして決めたのか。新しい設備になり、器具等の内容はどのようになるのか。につ

いて。

議案第68号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分については、子供医療扶助費について、見込みよりアップした理由は。適応指導教室費のタブレットを活用した学習について、今年度だけなのか。また、次年度で予算化はするのか。について。

議案第69号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第70号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第71号 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）の件、議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件、議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件、議案第65号 岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正の件、議案第67号 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正の件、議案第68号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の件、議案第69号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第70号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案71号 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第72号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件、議案第73号 市道路線の認定の件、以上、議案11件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案11件に対する討論を終結いたします。

議案第62号から議案第65号及び議案第67号から議案第73号までの議案11件を一括

して採決いたします。

この議案11件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第64号までの議案3件は、原案のとおり承認、議案第65号及び議案第67号から議案72号までの議案7件は、原案のとおり可決、議案第73号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第66号 岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第66号 岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

まず、反対の理由の1つは、プール、トレーニングルーム使用料が値上げされていることです。近隣町村の状況も参考にしておりますが、プール、トレーニングルームの施設数や規模を他市と比較しても、値上げをせず、現行のまま運営することが望まれます。

そして、2つ目の反対の理由は、本会議で指摘されたとおり、トレーニングルーム使用料一月単位の料金について、条例で定められていないにもかかわらず、市民から一月1,000円の金額を徴収していました。このようになった経過説明では、昭和59年、総合体育館にトレーニングルームが併設され、人気がなかったこと、利用者が少なかったことから、昭和61年に一月1,000円の金額を設定し、決裁を経て、今日まで経過してきたというものです。

市民の健康を守るため、利便性を図るため、利用促進を進める上では、施策として評価できます。しかし、条例にしなければならない認識がなかったこと、これまで気がつかなかったことは残念でなりません。

そして、まず市がやらなければならないことは、現条例に基づいて対応することが必要ではないでしょうか。市民該当者に対し、返還をするべきと考えます。しかし、1カ月5回以上使用すれば安くなっている。返還しても、逆に徴収することになると理由を上げ、返還の考えはないことが答弁されました。

今回のような事態が起こったことは市に責任があります。ですから、今回の場合、

徴収する費用がかかった場合は、市の責任において処理を行うべきです。

また、市民への説明をどうするのかという点では、33年経過し、市民の方々には広く周知されてきていることを理由に、説明の考えがないと答弁をされました。市民への説明責任が問われます。

今回のことを教訓とし、市民の健康を守る役割を果たす上で、条例手続上、問題があったことはきちんと市民に明らかにし、説明することを求め、反対討論といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第66号 岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

本議案の料金改定については、新しいプールができること、また、トレーニングルームについては、新しい器具が導入され、充実するということであり、それぞれ設置されて以来、初めの改正となりますが、他市町村に比較して安価であることから、住民の理解が得られるものと考えます。

なお、本会議の議案審議において、これまで発行した1カ月券に関して、根拠となる条例がないということで、使用料を返還すべきであるという指摘がありました。委員会における執行部の答弁で、トレーニングルームの使用料については、岩出市体育館設置及び管理条例第6条に定められる別表、備考6に基づき発行しているが、別表への記載がなかったとのことであります。

1カ月券の導入は、広報紙等で周知されており、さらに言えば30数年にわたり、認知され、利用されていることでもありますので、使用料については返還する必要はないものと考えます。

また、健康増進やスポーツの振興に資するといった住民視点に立った場合、不利益を与えたものではなく、少しでも安価で利用できることはありがたいことであると思います。

議会としても、これまで決算議案等の認定してきたことでもあります。今後、法に定める分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例に記載されるよう申し添えしまして、私は賛成といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第66号 岩出市民プール設置及び管理条例について、私は反対の立

場から討論を行います。

今回のプール及びトレーニングルームの使用について、使用者は1人1回につき200円から100円アップして300円に値上げをするというふうになっております。

本来、地方自治体が住民サービスを提供する際、その対価として料金を徴収しています。市民の皆さんは、手数料と使用料を同じとして認識されておられますが、手数料は、地方自治法227条を根拠として、特定の者のためにする事務への対価であります。使用料は、自治法225条を根拠に、行政財産の使用または公の施設の使用への対価として徴収される点で性質が異なります。

いずれも歳入として収入となり、市の歳入に入ります。これらを徴収できる法の根拠は、地方自治法227条及び228条において、条例で定めなければならないとうたわれております。

さらに、受益者負担の基本は、利用者が受けたサービスについて、その費用は税金ではなく、利益を受ける者に負担が発生し、その金額を徴収できるとするものであり、そこには受益と負担の公平性を考えて、行政サービスすべきものであります。

しかし、今回の値上げの原価計算は明らかにせず、一般的な理由としている点であります。貸し出し施設に係る年間経費、年間人件費、物件費、対象総面積、稼働率等々から、数値的に原価を出しておりません。これでは全く意味不明であり、理解ができないのであります。

地方自治体は営利団体ではありません。さらに、今回、明らかになったことは、現在、1日200円、1カ月利用料定期券は1,000円をいただいておりますと、条例に明記されていないにもかかわらず、徴収していたことであります。

教育部長が、条例の中ではうたっておりません、申しわけありませんと謝罪がされましたが、市長公室長、市長が、金額については、毎年、決算審査特別委員会において議会で認定いただいておりますと強弁を言い、さらに市長は、あんたの言うように、そない議会って頼りないもんかい。議会で決算認定したということは、全て認めたことではないかのか。それをそこまで言うとは、自分でみずからを卑下していると一緒にやぞ。そのぐらい議会を侮辱するなと言うんやと、私に対して高圧的に恫喝する発言をしてきました。

決算において、議会在認しているから合法であるとは、我田引水の論法であります。ならば、過去、大門池賃貸借契約も議会において認定したものであり、ちゃぶ台をひっくり返してきたのは誰なのか、問われなければなりません。

議会並びに行政は、法に従い、事業を遂行すべきであり、今回の発言は独裁的で

あり、余りにもひど過ぎる発言であることを申し添えておきます。

附則で、障害者や健康を維持したいとトレーニングに励んでおられる高齢者等々の配慮を考え、減免制度も考えていないことでもあります。

よって、私は66号議案には反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議案第66号 岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について、私は賛成討論をいたします。

今回は、新プールを建設したことによる新料金体制、さらに言えば、今後のことですが、旧プールの跡地の活用についても費用が必要となってくるものと思います。少しでも歳入財源をふやしていくことが求められる中において、他市町村との比較において遜色のない安さであり、住民理解が得られるものと考えます。

なお、当時の担当者が、トレーニングルームの1カ月券について、昭和61年にできて以来、ずっと販売されているということで、本来であれば、このときに条例にうたうべきであったところ、条例化の手続がなされていないということについては大いに反省していただき、今後二度とこのようなことがないようにしていただきたいと強く要望いたします。

ただ、1カ月券ができてから33年が経過していますが、議会としても、この間、ずっと見過ごしてきたことも事実であります。本議会において、条例のないところからお金を市民から巻き上げるとか、決算で認定ですればどんなこともできるのかというような発言がありましたが、そんな話ではなく、33年間という長い年月の中で、議会として決算で認定し、条例の不備を見逃してきているということについて、私は、その責任の一端はあるのではないかと考えております。

新しいプール、新しいトレーニングルームが、市民の憩いの場として、多くの市民に利用していただくことが、私たち本来の仕事であります。このことを願って、賛成討論といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第66号に対する討論を終結いたします。

議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 選挙第1号 岩出市選挙管理委員の選挙

○吉本議長 日程第14 選挙第1号 岩出市選挙管理委員の選挙を行います。

地方自治法第181条第2項の規定により、選挙管理委員の定数は4名です。  
議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○吉本議長 ただいまの出席議員数は、16名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○吉本議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○吉本議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○吉本議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人を記載の上、演壇に備えつ  
けの投票箱に2番議席の方から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○吉本議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○吉本議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○吉本議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番議席の井神慶久議員及び5番  
議席の梅田哲也議員を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○吉本議長 立ち会い、ご苦労さまでした。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票15票、無効投票1票です。有効投票のうち、亀田保夫さん5票、小川昌子さん4票、赤井満さん3票、前田雅宏さん3票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、1票であります。

よって、岩出市選挙管理委員に、亀田保夫さん、小川昌子さん、赤井満さん、前田雅宏さんが当選されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 選挙第2号 岩出市選挙管理委員補充員の選挙

○吉本議長 日程第15 選挙第2号 岩出市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

地方自治法第182条第2項の規定により、選挙管理委員補充員の定数は4名です。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○吉本議長 ただいまの出席議員数は、16名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○吉本議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

○吉本議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○吉本議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人を記載の上、演壇に備えつけの投票箱に2番議席の方から順次投票をお願いいたします。

(投 票)

○吉本議長 投票漏れはありませんか。

(な し)

○吉本議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○吉本議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番議席の井神慶久議員及び5番議席の梅田哲也議員を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○吉本議長 立ち会い、ご苦労さまでした。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票15票、無効投票1票です。有効投票のうち、堀口健三さん5票、味村万喜子さん4票、鳥本富貴さん3票、松田長次郎さん3票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、1票であります。

よって、岩出市選挙管理委員補充員に、堀口健三さん、味村万喜子さん、鳥本富貴さんが当選されましたが、鳥本富貴さん、松田長次郎さんが3票で同数であります。

地方自治法第182条第2項の規定により、3票で同数の鳥本富貴さん、松田長次郎さんの3番、4番の順位の設定をくじで定めます。

くじを引く代理人の指名を行います。

3票で同数の鳥本富貴さんの代理人に2番議席の井神慶久議員、松田長次郎さんの代理人に3番議席の山本重信議員、以上の方は、演壇の前をお願いいたします。

まず、くじを引く順番のくじを引いてください。

(順番くじ)

○吉本議長 1番、松田長次郎さんの代理人は山本重信議員、2番、鳥本富貴さんの代理人は井神慶久議員であります。

それでは、本くじを順番に引いてください。

(本くじ)

○吉本議長 くじの代理、ご苦労さまでした。

くじの結果を発表いたします。

3番は鳥本富貴さん、4番は松田長次郎さん。

以上の結果、岩出市選挙管理委員補充員は、1番順位、堀口健三さん、2番順位、味村万喜子さん、3番順位、鳥本富貴さん、4番順位、松田長次郎さんに決定いた

しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第16 議員派遣について

○吉本議長 日程第16 議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月18日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月18日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時10分)